

内閣参質二二一第八九号

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員ラサル石井君提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサル石井君提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品の供給については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十八条の四の規定及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（特定医薬品一般の安定供給確保に関する規定関係）（通知）」（令和七年十一月二十日付け医政産情企発一一二〇第一号・感予発一一二〇第二号・医薬血発一一二〇第一号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長及び医薬局血液対策課長連名通知）に沿って、医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する特定医薬品の製造販売業者から厚生労働大臣に届け出る「出荷停止等の届出（供給状況報告）」により把握しており、それによれば、既収載品（既に薬価収載されている品目をいう。以下同じ。）十品目中、令和八年七月二十四日時点において、八品目が「通常出荷」、二品目が「供給停止」であると承知している。

二について

御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品を含め、既収載品の薬価の算定の基準については、客観的かつ合理的な基準となるよう、中央社会保険医療協議会薬価専門部会において検討が行われ、「薬価算定の基準について」（令和八年二月十三日付け保発〇二一三第三号厚生労働省保険局長通知別添）の「第三章 既収載品の薬価の改定」において示す「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」等について、令和八年二月十三日に同協議会総会において承認されたものであるところ、お尋ねの「現在の薬価」については、令和七年度の医薬品価格調査の結果を踏まえ、当該基準に基づき改定したものであり、「適正」なものであると考えている。

三について

お尋ねについては、例えば、御指摘の「ドパコール配合錠L100」に関して、令和八年五月十三日の衆議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「この薬を供給されている製造販売業者に対し、ヒアリングを実施しております。・・・製造原価の詳細についても把握をさせていただきました。その上で、現在、供給状況には問題はないということ、・・・本剤への需要増にも対応でき、安定供給に影響は生じない見込みであることについて確認をし、情報を把握をしているところであります。また、ヒアリン

グを行わせていただく際に、安定供給が必要な医薬品に対する補助金についても、私どもの方から御説明をさせていただいたところでございますが、いずれにしましても、今後とも、当該企業と必要なコミュニケーションを取っていきたいと考えております」と答弁しているところ、引き続き、必要に応じ、御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品の各製造販売業者に対し、こうしたヒアリングを行いながら、必要な対応を検討してまいりたい。